

★10月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ



令和元年度 最低賃金改定



令和元年度の地域別最低賃金が発表になりました。

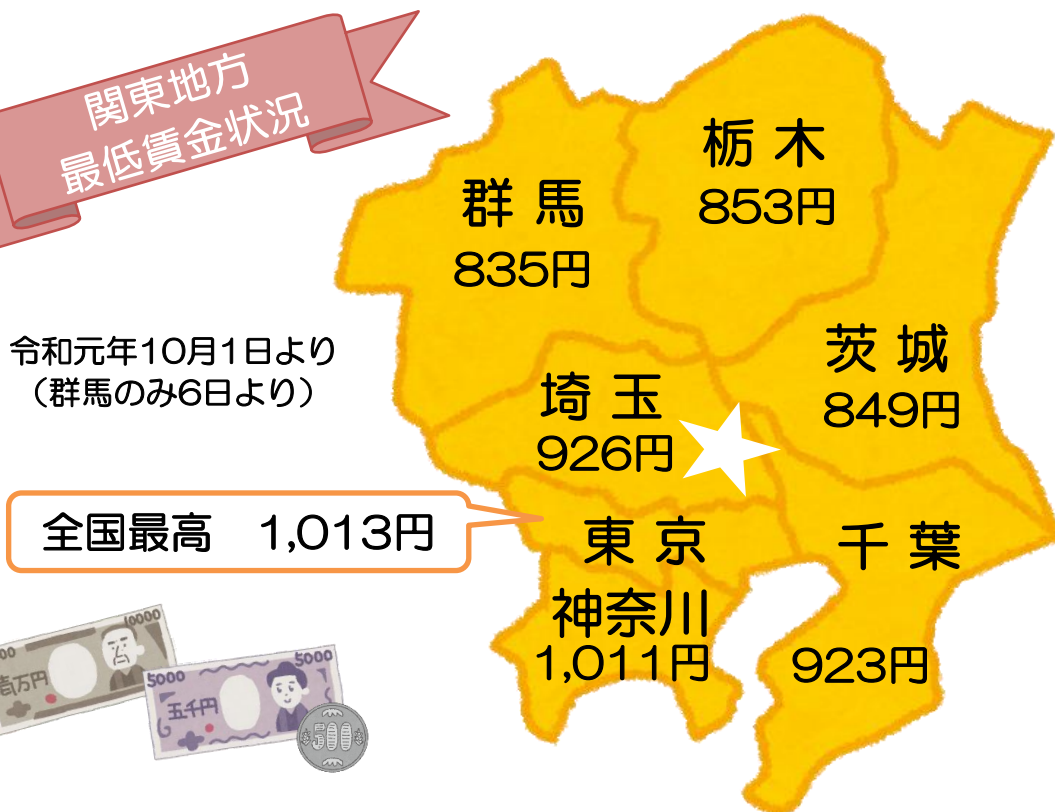
埼玉県は10月1日より、現行の898円から**926円へ変更**となります。

月給者で平均所定労働時間が160時間の場合

926円×160時間＝**148,160円以上の金額にする必要があります！**

都道府県によって最低賃金は異なります。他県に営業所等がある事業主様は下記の金額をご覧ください。ご確認ください。

関東地方 最低賃金状況



令和元年10月1日より
(群馬のみ6日より)

全国最高 1,013円



厚生年金保険料 改定なし 🎃🎃🎃🎃🎃🎃🎃🎃🎃🎃🎃🎃🎃🎃🎃🎃

現行のまま **18.3%**

被保険者負担額
9.15%

本年の厚生年金保険料は、現行のまま変更はありません！

★令和元年10月の営業土曜日は
以下のとおりです。



| | |
|--------|---|
| 5日(土) | 休 |
| 12日(土) | 休 |
| 19日(土) | 休 |
| 26日(土) | 休 |

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>